

4 健康危機における健康確保対策

〈大規模災害等〉

(1) 現状

① 淡路圏域の主な健康危機事例

平成 7 年 1 月	阪神・淡路大震災
平成 15 年 5 月	台湾人医師の SARS 感染
平成 16 年 10 月	台風 23 号による水害等
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザの発生

② 不安を感じている災害

兵庫県「平成 23 年度第 17 回県民意識調査」によると、不安を感じている災害は、「地震・津波」が約 9 割、「水害」が約 7 割、「感染症」が約 5 割です。他地域と比べ、水害や土砂災害に不安を感じている人が多い傾向にあります。東日本大震災を受け、地震・津波、水害、放射能汚染などの不安が増しています。

③ 非常時に備えての食の備蓄状況

兵庫県「平成 20 年度ひょうご健康食生活実態調査」によると、非常時に備えて食料等を用意している世帯は、32.9%であり、用意していない世帯が、62.7%です。平成 15 年度よりあまり変化はなく、県平均 41.9%より低い状態です。用意している内容は、飲料が 85.3%、主菜が 66.7%、主食が 61.3%、熱源が 54.7%でした。

④ 給食施設間の相互支援体制

淡路ブロック給食施設協議会では、災害時における食事支援体制を構築するため、毎年各市において市と連携しながら訓練を実施しています。また、食事に配慮が必要な人に対する支援体制を検討しています。

⑤ 災害発生時の初動医療体制

災害発生時の災害拠点病院、消防、市、健康福祉事務所（地域医療情報センター）の連携による初動医療体制の確保に関する検討を進めています。

⑥ 災害発生時の保健活動マニュアルの整備

市と健康福祉事務所で検討を進めています。

⑦ 在宅人工呼吸器装着難病患者の個別災害対応マニュアルの整備

個別災害対応マニュアルの作成は、100%実施しています。

(2) 課題

- ① 災害に備え、高齢者、乳児、疾病など個々人の心身の状況に応じた食料、飲料水、服用薬の備蓄等が重要であることの周知
- ② 避難生活等における栄養摂取の偏り、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生など被災者の二次的な健康被害を防止するための対策の促進
- ③ 医療ニーズの高い患者・障害者への災害発生時に備えた市町及び医療機関等の連携による支援
- ④ 地域災害救急医療マニュアルの改訂及び地域医療情報センターとしての健康福祉事務所の機能強化
- ⑤ 災害時保健活動マニュアルの整備及び市と健康福祉事務所の連携体制の強化

(3) 推進方策

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模地震、大型台風等による水害の発生による二次的な健康被害を防ぐため、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	32.9% (県 平成 20 年度健康 食生活実態調査)	50%以上
災害時保健活動マニュアル策定市 町数の増加	淡路市 (1 市) (平成 24 年度)	全市 (3 市)

【主な推進施策】

① 地域団体等を通じた普及啓発

大規模災害等により健康危機が生じた場合に県民が自らの健康を守るため、乳幼児、妊産婦、高齢者、疾病等、個々人の状況に応じた食料、飲料水、熱源の備蓄をはじめ、常備薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握等について、あらゆる機会を通じて普及啓発を行い、災害に備える意識の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・災害に備えた備蓄の必要性等認識の向上
関係団体等	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発 〈給食施設協議会〉 ・相互支援体制の充実、高齢者、疾病など個々人の状況に応じた備蓄の確保
事業者	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
市	・地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
健康福祉事務所	・地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発

② 避難所及び在宅被災者の保健指導等の実施

被災者の二次的な健康被害を予防するため、被災者に対して保健、栄養、^{こうくう}口腔、服薬、こころのケアなどの相談・指導を行うとともに、避難所等における感染症の流行防止のため、衛生管理や環境整備に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・保健、栄養、 ^{こうくう} 口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の利用
関係団体等	〈医療機関・看護協会等〉 ・被災者への保健、栄養、 ^{こうくう} 口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施
事業者	・健康管理に必要な物資の供給への協力 等
市	・避難所入所者の健康状態の把握と健康相談の実施 ・在宅被災者に対する家庭訪問の実施 ・被災者への保健、栄養、 ^{こうくう} 口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難所、福祉避難所における感染症や生活不活発病等の発生を未然に防止するための衛生管理、環境整備の実施
健康福祉事務所	・被災者への保健、栄養、 ^{こうくう} 口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難所、福祉避難所における感染症の発生を未然に防止するための衛生管理、環境整備の実施

③ 災害時の保健活動マニュアルの整備及び市と健康福祉事務所の連携体制の強化

災害発生時、必要な対応ができるよう、災害時の保健活動マニュアルの整備を進めるほか、関係機関との連携強化、研修等を通じて職員の意識向上に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 等
事業者	—
市	・市における災害発生時の保健活動マニュアルの整備 ・災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 等
健康福祉事務所	・市の災害時の保健活動マニュアルの整備支援 ・県民局の災害時保健活動マニュアルの整備 ・災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 ・市と県の保健師への研修企画・実施 等

④ 地域災害救急医療マニュアルの改訂及び各機関の機能強化

災害発生時、迅速な医療情報の収集と一元的管理、速やかな初動医療体制の確立、適切な傷病者の搬送体制が重要であり、それぞれの役割を確認しておくことが必要です。

地域災害救急医療マニュアルの改訂を契機として、関係機関でこれらの検討を重ね、各機関の機能強化を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	〈地域災害拠点病院、消防、医師会〉 ・各機関の役割を確認し、機能強化
事業者	—
市	・市地域防災計画の見直しと機能強化
健康福祉事務所	・地域災害救急医療マニュアルの改訂と機能強化

⑤ 災害時における要援護者への支援

疾病や障害があるために避難行動・避難生活を行うことが困難な要援護者を、災害発生時健康被害から守るため、要援護者の把握・支援計画等の整備を推進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 必要時、名簿記名への協力、記名依頼
関係団体等	〈自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署等〉 ・ 日常の活動から災害時要援護者に関する状況を把握 ・ 災害時における安否確認などの支援
事業者	・ 災害時における安否確認などの支援協力
市	・ 要援護者の把握・関係機関との共有 ・ 支援計画作成、支援体制の整備
健康福祉事務所	・ 支援計画作成、支援体制の整備に関する支援 等

⑥ 難病患者の個別災害時対応マニュアルの共有と地域の支援体制づくり

在宅人工呼吸器装着難病患者等への支援のため、関係者と共に平常時からの支援体制づくりに取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ マニュアルの共有と訓練への協力
関係団体等	〈医師会、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、医療機関等〉 ・ マニュアルの共有と訓練への協力・連携、マニュアルの調整
事業者	—
市	・ マニュアルの共有と訓練への協力・連携、マニュアルの調整
健康福祉事務所	・ マニュアルの共有と訓練の企画・支援計画の修正

＜食中毒＞

(1) 現状

淡路圏域においては、平成23年度に魚介類の寄生虫（*グレア・セプトエンテリカ*）を原因物質とした旅館における食中毒事件が2件発生しており、患者数は28人でした。

(2) 課題

食中毒の未然防止を目的とした、適切な措置等の正しい知識の普及、事業者への指導

(3) 推進方策

全国で、腸管出血性大腸菌^{オー}○157による死亡者を伴う食中毒事件の発生や、新たな病因物質である魚介類の寄生虫（*グレア・セプトエンテリカ*）による食中毒が多発するなど、その発生が広域化、多様化しており、24時間365日迅速かつ適切な対応が求められていることから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
1事件当たり患者数が50名を超える食中毒の発生をなくす	0件 (平成23年度発生件数)	0件
学校給食を原因とする食中毒発生をなくす	0件 (平成23年度発生件数)	0件

【主な推進施策】

① 食中毒予防に対する必要な知識の普及促進

食中毒の未然防止のために、出前講座等により、食中毒予防に必要な知識の普及啓発を図ります。また、関係団体等との連携のもと、食品に存在する危害要因と、それによる健康被害の発生を防止するための適切な措置等の正しい知識の普及を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒予防に関する正しい知識の習得
関係団体等	・食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発
事業者	・施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発
市町	—
健康福祉事務所	・出前講座等による食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発

② リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心の確保については、消費者、食品関連事業者等の関係者が相互に情報、意見を交換し、県民の意見を施策に反映していくリスクコミュニケーションが大切です。

食の安全安心フェア等で、県民、食品関係事業者、行政が相互に意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
関係団体等	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
事業者	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
市町	—
健康福祉事務所	・意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・施策への反映

③ 拡大防止のための県民・事業者等への指導

県民等から24時間365日、食中毒に関する相談を受け付け、迅速な対応による相談者の不安解消や、拡大防止を図るとともに、医療機関等との情報交換に取り組みます。

さらに食中毒が発生した場合には、「疑い」の段階から速やかに原因究明のための調査等を実施するとともに、患者が適切な医療を受けるための支援や、拡大・再発防止に向け、事業者や患者・家族への指導を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒が疑われる場合の速やかな相談の実施 等
関係団体等	・食中毒が疑われる場合の速やかな相談の実施 等
事業者	・食中毒が疑われる場合の速やかな相談の実施 等
市町	—
健康福祉事務所	・相談窓口の設置 ・原因究明に向けた調査の実施 ・患者が適切な医療を早期に受けるための支援 ・拡大・再発防止に向け、事業者や患者・家族への指導 等

④ 食品衛生に関する事業者への監視指導

食品衛生法に基づく飲食店等食品関係事業者に対する許認可事務を行うとともに、食品の表示や規格基準の徹底等の監視指導を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	—
事業者	—
市町	—
健康福祉事務所	・ 飲食店等の食品関係事業者への監視指導の実施 ・ 食品の適正表示に関する監視指導の実施 等

〈感染症〉

(1) 現状

管内の感染症法に基づく全数報告対象疾患(3・4・5類)の過去3年間の届出数は、腸管出血性大腸菌感染症の発生が多く、県保健所別発生届では平成21年度は1番目、平成22年は2番目に多い発生件数でした。孤発例がほとんどですが、保育所や小学校で2次感染による発生もありました。

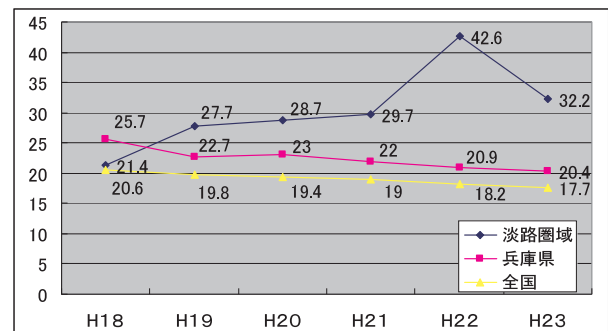
表13 感染症法に基づく患者発生届出数

病名 年別	3類		4類			5類				合計
	腸管出血性大腸菌感染症	日本紅斑熱	つつが虫病	レジオネラ症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	梅毒	破傷風	風疹	
21	21	5			1					27
22	13	1	1	2					1	18
23	6		1	1		1	1	1		11

結核の罹患率(1年間の新規患者の割合)は、全国・兵庫県と比べても高い状況が続いており、特に高齢者が多く発生しています。

平成22年、精神科病院の集団感染事例の影響により、罹患率が上昇しました。

図27 結核罹患率の推移



インフルエンザの患者発生状況は、例年1月下旬頃に流行のピークを迎えています。平成23年のインフルエンザの患者発生状況は、43週(10月25日)に管内の小中学校で県内初めて学年閉鎖の措置がとられ、受診した患者2名の病原体検査の結果、A香港型(AH3亜型)が分離・検出されました。

これらの状況を踏まえ、感染症に関する正しい知識の普及、調査及び情報提供、感染拡大防止指導、予防接種の実施に取り組む必要があります。

(2) 課題

感染症に関する正しい知識の普及啓発、原因究明や患者に対する適切な受診のための支援、感染症発生動向調査及び情報の提供、感染拡大防止の指導の徹底

(3) 推進方策

感染症の発生やまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及、発生予防のための予防接種の実施の推進と、感染症が発生した場合の集団への健康被害を防止するための発生動向の把握や患者・家族への相談指導を進めます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
① 家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 72.8% うがい 63.1% マスク 43.3% ワクチン接種率 41.5% (平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	手洗い 87.0% うがい 75.0% マスク 51.0% ワクチン接種率 49.0%
② 定期予防接種の接種率の増加 ・ジフテリア、百日咳、急性灰白髄炎及び破傷風（四種混合） ※四種混合は平成 24. 11. 1 から制度変更となっているため、現状値は三種混合のみ ・結核 ・麻しん及び風しん	第Ⅰ期 80.5% 第Ⅰ期追加 69.7% 第Ⅱ期 92.2% 92.9% 第Ⅰ期 83.1% 第Ⅱ期 96.2% (平成 23 年度定期予防接種実績報告)	95%以上
③ 予防接種を実施する人の割合の増加（インフルエンザ）	59.2% (平成 23 年度定期予防接種実績報告)	60%以上

【主な推進施策】

① 感染症予防に対する必要な知識の普及啓発

出前講座などにより感染症予防に必要な知識を普及啓発します。また、腸管出血性大腸菌感染症等の発生予防のために、管内の保育所・幼稚園・学校など関係者にパンフレット等を配布し、注意喚起を図ります。

結核は高齢者に多いことから、高齢者施設や在宅介護スタッフ等と連携して早期発見をめざした普及啓発をおこないます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・感染症予防に対する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種 等）
関係団体等	〈医療関係団体、教育機関、社会福祉施設の施設長等〉 ・正しい知識の普及啓発 等
事業者	〈動物等取扱業者〉 ・感染症の予防に関する知識及び技術の習得 ・動物等の適切な管理 等
市	・正しい知識の普及 ・地域住民への情報提供 等
健康福祉事務所	・出前講座等による正しい知識の普及啓発・情報提供 等

② 拡大防止のための患者、接触者などへの指導

感染症が発生した場合に、速やかに原因究明のための調査等を実施し、患者が適切な医療を受けるための支援や、拡大防止のために必要な指導、接触者の健康診断等を実施します。また、今後懸念される新型インフルエンザ等の発生に備え、医療及び相談機能の充実を図ります。

結核やインフルエンザ等の感染が拡大しやすい社会福祉施設職員等に、施設内感染予防の周知徹底を図り、感染の拡大を防止します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・感染症が疑われる場合の速やかな相談の実施 等
関係団体等	・感染症が疑われる場合の速やかな相談の実施 〈学校・施設等〉 ・感染拡大防止対策の実施 ・感染拡大防止のための休業 等
事業者	・感染が疑われる場合の速やかな相談の実施 ・感染拡大防止のための休業 等
市	・発生時の相談窓口の設置 ・感染拡大防止対策の実施、支援 ・拡大防止に向けた患者、家族等接触者への指導 等
健康福祉事務所	・実施体制の整備 ・相談窓口の設置 ・患者への受診支援、相談指導の実施 ・学校・施設等への感染拡大防止のための指導 ・接触者の検診 等

③ 予防接種の実施

予防接種を着実に実施するため、市、医師会等関係機関と連携し、広域的实施などかかりつけ医による個別接種を推進します。特に、高齢者には、感染症に対する抵抗力が弱くなり、感染による重症化や死亡を防ぐため、インフルエンザ等の予防接種の実施や、感染予防に関する普及啓発を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 予防接種の受診
関係団体等	〈医療機関、教育機関等〉 ・ 予防接種実施への協力 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
事業者	・ 予防接種に関する正しい知識の普及への協力
市町	・ 予防接種の実施 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
健康福祉事務所	▪ 予防接種実施の支援 ▪ 予防接種に関する正しい知識の普及

④ 病原体サーベイランスの取組強化

近年、新型インフルエンザの流行等、新興・再興感染症等の世界的な流行（パンデミック）が懸念されています。

感染症サーベイランス定点医療機関をはじめとした各医療機関、学校等の協力を得て、感染症発生動向の把握や、病原体検出情報の収集（病原体サーベイランス）システムにより、感染拡大の早期探知や、適切な指導によるまん延防止について取り組んでいきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	▪ 感染症発生情報提供への協力 等
関係団体等	〈医療機関等〉 ▪ 感染症発生情報の提供 等 ▪ 病原体検出情報の提供 等
事業者	・ 感染症発生情報提供への協力 等
市	・ 感染症発生情報提供への協力 等
健康福祉事務所	▪ 実施体制の整備 ▪ 感染症に関する情報の収集及び情報提供 ▪ 感染症の発生状況及び動向の把握 等

平成 24 年度 淡路圏域健康福祉推進協議会 委員名簿

所 属		役 職	氏 名
医 師 会	洲本市医師会	会 長	たき がわ すぐる 瀧 川 卓
	南あわじ市医師会	会 長	たか だ やす あき 高 田 育 明
	淡路市医師会	会 長	おお はし あきら 大 橋 明
歯科医師会	洲本市歯科医師会	会 長	こう つ ただ お 高 津 匡 雄
	南あわじ市歯科医師会	会 長	しの みや まさる 四 宮 賢
	淡路市歯科医師会	会 長	かん だ しょう へい 神 田 昇 平
薬剤師会	県薬剤師会淡路支部	支部長	はやし ひで あき 林 秀 昭
看護協会	県看護協会東播支部	代 表	み うら とも え 三 浦 智 恵
病 院	県立淡路病院	院 長	か どう てつ じ 加 堂 哲 治
	八木病院	院 長	さわ だ しょう じ 澤 田 彰 二
社会福祉団体	洲本市社会福祉協議会	会 長	ふし み まさ お 伏 見 正 夫
	南あわじ市社会福祉協議会	会 長	たに ぐち けい いち 谷 口 啓 一
	淡路市社会福祉協議会	会 長	なが え よし あき 長 江 良 彰
	淡路地区民生児童委員連絡協議会	会 長	み き かく ぜん 三 木 格 全
栄養士会	淡路ブロック栄養士会	会 長	もり もと きょう こ 森 本 恭 子
事業者団体	洲本商工会議所	会 頭	きの した こう いち 木 下 紘 一
	淡路地区商工会連絡協議会	会 長	やま もと みち お 山 本 道 雄
市	洲 本 市	市 長	たけ うち みち ひろ 竹 内 通 弘
	南あわじ市	市 長	なか た かつ ひさ 中 田 勝 久
	淡 路 市	市 長	かど やす ひこ 門 康 彦

<作成責任者>

兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所(洲本市塩屋 2・4・5)

電話(0799)22-3541(代) FAX(0799)22-3345

メールアドレス sumotokf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5・10・1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画